

児童労働撤廃行動計画の提案

2012年9月28日

児童労働ネットワーク (CL-Net)

1. 趣旨

児童労働は、子どもの権利の重大な侵害であり、子ども個人に与える悪影響のみならず、国の開発問題にも深刻な影響を与えるとの認識が世界的に高まり、近年はその撤廃への取組みが強化されております。児童労働に従事する子どもの数は減少傾向にあるものの、世界にはいまだ2億1,500万人の子どもたちが、十分な教育を受けられないまま、児童労働を強いられています。残念ながら、サハラ以南のアフリカ地域や15歳から17歳の年齢層では、児童労働者の数が増えています。

国際連合「児童（子ども）の権利」条約が保障する通り、子どもたちは経済搾取や有害な労働から保護される必要があります。各国政府には、子どもの権利条約やILO（国際労働機関）関係条約によってそれを保障する義務があります。近年はそれらに加え、国連のビジネスと人権に関する指導原則や、OECD（経済協力開発機構）、ILO、ISO（国際標準化機構）などの企業や組織の社会的責任に関する国際的枠組みの中で、児童労働の撤廃が国や組織の責任として明記されています。

2010年は、児童労働撤廃への世界的な政策枠組みに大きな前進が見られました。同年5月には、オランダ・ハーグで児童労働世界会議が開催され、9月にはミレニアム開発目標（MDGs）のハイレベル会合の成果文書の中で、目標1（極度の貧困と飢餓の撲滅）において、社会経済開発、貧困撲滅プログラム、普遍的教育等の国際協力・援助を通じて最悪の形態の児童労働撤廃に取り組むべきことがうたわれました。同年11月のILO理事会では、2016年までに「最悪の形態の児童労働」をなくすため、新たな「グローバル行動計画」が定められ、その工程表の中で各国政府の行動が求められました。更なる取り組み強化のための世界会議も引き続き開催され、2012年はアメリカ・ワシントンで「農業における児童労働国際会議」が、2013年にはブラジルで、世界会議が開催される予定です。

国際条約の締約国として、日本も「最悪の形態の児童労働」を撤廃するために、具体的な措置を直ちに講じることが義務付けられていることは言うまでもありません。加えてILO182号（最悪の形態の児童労働）条約では、その第6条で、国内行動計画の作成・実施を締約国に義務付けています。その内容は、ILO第190号（最悪の形態の児童労働）勧告に定められています。

国内的にも「新しい公共」についての検討の一環として設置されている「社会的責任に関する円卓会議」では、「安全・安心で持続可能な未来に向けた協働戦略」（平成23年3月23日）を策定しており、児童労働は「地球規模の課題解決への参画」のための行動計画の中で、取り組むべき課題の一つとして挙げられています。中期及び2013年春までの成果目標が設定され、政府も行動主体の一員として、国内外の児童労働撤廃に向けて具体的に取り組むことを明示しています。今までの政府の実績として報告されているのは、児童ポルノの排除に向けた活動のみであり、更なる取り組みの強化が求められます。更に日本政府は、2010年MDGs国連首脳会合で発表した「日本の教育協力政策」においても、インクルーシブ教育の中で児童労働に言及しています。

以上のことから日本政府が児童労働の撤廃に向けた行動計画を策定することは、喫緊の課題といえます。

2. 盛り込むべき主要内容について

(1) 児童労働問題についての啓発・広報

ア. 国内広報の強化

児童労働反対世界デー（6月12日）を中心とする世界と連動して集中的・効果的な広報の実施

イ. 国際会議等での啓発広報

特にサハラ以南アフリカ地域の状況が深刻なことから、2013年 TICADV 等を通じて児童労働問題の啓発広報の実施

ウ. 関係機関・関係者への児童労働問題の周知・徹底

(ア) 労働基準監督官への児童労働問題の周知・徹底

(イ) 教育や児童福祉等子どもの保護に関わる関係者への児童労働問題の周知・徹底

(ウ) 公務員への関連法規についての熟知促進・意識啓発

エ. 裁判官、検察官、弁護士など司法関係者への意識啓発

オ. 国会議員への意識啓発

カ. 学校教育における国際理解等での児童労働問題の取入れ

(2) 国内の、特に最悪の形態の児童労働に焦点を当てた実態把握及び法違反ケースの収集・公表

ア. 実態把握の基礎を提供するための調査研究の実施

イ. 児童労働関係データ及び統計の整備

ウ. 児童労働関係情報の収集・普及

エ. 国内の児童労働に関する実態の把握及び法違反の取りまとめ並びに公表

(3) 企業の社会的責任における児童労働問題への取り組み強化の奨励

ア. 企業の調達基準及びサプライチェーンも含めた児童労働不使用の徹底促進

イ. 児童労働の実際的撤廃のための自主的指針の策定奨励

ウ. JISZ26000 の導入等社会的責任の国際的規準の取り込み奨励

(4) 政府・地方自治体の調達基準に児童労働を含む社会的配慮の原則導入

(5) 政府開発援助（ODA）における児童労働撤廃への取り組み強化

ア. 貧困削減及び教育支援への児童労働への配慮

児童労働の多い国を特定し、児童労働撤廃国際協力モデル・ケースの設定・推進

イ. 途上国への労働基準監督官制度の改善・充実及び監督官の訓練支援

ウ. 15～17歳をターゲットにした若年雇用・訓練支援

(6) 各セクターの協働推進

ア. 関係省庁、労使、NGO、国際機関等関係セクターの情報交換・連絡会議の設置

児童労働撤廃に向けての新しい取り組みや調査研究成果を中心に情報交換を行い、関係省庁間及びセクター間の連携を促進する。特に、世界の取り組みの好事例についての情報交換を行い、日本の国際支援の検討に資する。

(7) 国際的連携の推進

ア. 児童労働世界会議等への積極的参加

イ. ポスト MDGs に向けての国際開発目標への児童労働撤廃の積極的取り入れ